

意見書案第14号

自転車の安全運転に係わる講習制度の導入等を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月11日 提出

牛久市議会議長 小松崎 伸 殿

提出者 石 原 幸 雄

賛成者 高 嶋 基 樹

自転車の安全運転に係わる講習制度の導入等を求める意見書（案）

周知のように、近年、自転車に関連する事故が増加の一途をたどっており、2024年の時点では67,531件、全交通事故に占める割合は23.2%とおよそ4件に1件の割合で発生しております。

このような現状を踏まえ、昨年、道路交通法が改正され、自転車については、交通事故を抑止する観点から、携帯電話を使用しながらの運転や信号無視等をした場合には罰金が科せられることになりました。

ところで、道路交通法上、自転車は軽車両に区分されており、その運転による交通の危険を防止する為の講習制度は都道府県公安委員会が実施しておりますが、現行の講習制度は、一定の違反行為を3年以内に2回以上行った利用者だけを対象としており、それ以外の利用者は安全運転講習の対象外とされているのであります。

そこで、国においては、自転車に関連する一層の交通事故防止の観点から、全ての自転車利用者を対象とする安全運転講習制度の導入や安全運転教本の配布等を早急に実施して下さるよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出致します。

令和 年 月 日

牛久市議会